

別表 3

対象となる障害福祉サービス等の一覧

◇障害福祉サービス等職員就業促進事業の対象となるサービス種別は、【就業促進】の表示があるものに限ります。

◇訪問系障害福祉サービス等職員採用応援事業の対象となるサービス種別は、【訪問採用】の表示があるものに限ります。

【就業促進】 対象事業所	・ 短期入所 ・ 療養介護 ・ 生活介護 ・ 共同生活援助 ・ 施設入所支援 ・ 自立訓練（機能訓練） ・ 自立訓練（生活訓練） ・ 就労移行支援	・ 就労継続支援（A型） ・ 就労継続支援（B型） ・ 就労定着支援 ・ 就労選択支援 ・ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 障害児入所施設 ・ 医療型障害児入所施設
【訪問採用】 対象事業所	・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援 ・ 自立生活援助	・ 計画相談支援 ・ 地域移行支援 ・ 居宅訪問型児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援 ・ 地域定着支援 ・ 障害児相談支援

・福祉・介護業務の従事者と見なす者（例）

・サービス管理責任者	・サービス提供責任者	・従事者（ホームヘルパー）
・地域生活支援員	・生活支援員及びこれに準じる従事者	・世話人
・就労支援員	・職業指導員	・目標工賃達成支援員
・就労定着支援員		
・就労選択支援員	・相談支援専門員	・児童発達支援管理責任者
・児童指導員		
・保育士	・機能訓練担当職員	・訪問支援員
・心理指導担当職員		

※事務職員や送迎運転手、調理師等の従事者は対象外となります。